

議案第 3 2 号

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部改正について

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一
部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある
孫

第19条第2項中「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。））」を、「休暇をいう。））」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間（任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間をいう。）と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定（第1号中「含む」の次に「。以下同じ」を加える部分を除く。）は、平成29年4月1日から施行する。